

在留資格の変更

在留資格変更許可申請

「留学」から就労可能な在留資格へ…………… 59

審査のポイント

在留資格変更の要件とは…………… 60

必要書類の準備

申請の手続きに必要な書類をチェック…………… 61

卒業後の就活

就職活動のための在留資格変更手続…………… 63

在留資格変更許可申請

「留学」から就労可能な在留資格へ

外国人留学生のみなさんが日本において就職する場合、現在の在留資格である「留学」を、就労可能な在留資格に変更する必要があります。

■日本で就労可能な在留資格とは

①職種、業種を問わず就労可能な在留資格

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

②一定の範囲内の職種、業種、勤務内容に限り就労が可能な在留資格

「高度専門職」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」

「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「介護」

※「高度専門職」は、学歴・職歴・年収等の項目ごとのポイントの合計が一定点数以上に達した人が対象です。

※平成28年に就職を目的として在留資格の変更が許可された留学生のうち「技術・人文知識・国際業務」が全体の約9割を占めています。

■留学生が就職する際に変更する主な在留資格

	技術・人文知識・国際業務
活動内容	日本の公私の機関との契約に基づいて行う人文科学の分野（文科系の分野であり、社会科学の分野も含まれる）、理学、工学、その他の自然科学の分野（理系の分野）に属する技術若しくは知識を必要とする業務に従事する活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
主な職種	経理、財務、総務、人事、法務、企画、商品開発、デザイン、マーケティング、広報、宣伝、通訳、翻訳、語学指導、生産技術、研究開発、エンジニア、プログラマー、建築設計、システム管理等
条件・基準	<p>①従事しようとする業務に必要な知識に関わる科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。又は、日本の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）又は、従事しようとする業務について10年以上（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）の実務経験を有すること。 情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</p> <p>②外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事する業務が翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務であり、かつ、当該業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、実務経験は不要。</p> <p>③日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>
在留期間	5年、3年、1年、3月



大学や専修学校で専攻した科目が、従事しようとする業務に必要な知識や技術に関連しているかどうか問われる。

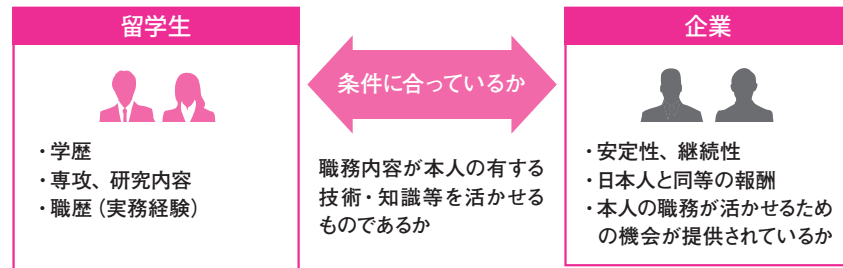
※大学を卒業すると、母国語の翻訳、通訳、語学指導は、大学の専攻に関係なく従事することができる。
※コンピュータ技術関連は、法務大臣告示で定められた情報処理技術の試験に合格又は資格を持っていれば大学や専修学校の専攻に関係なく従事することができる。

審査のポイント

在留資格変更の要件とは

在留資格変更の審査のポイントは、以下4点です。

- ①本人の学歴(専攻、研究内容など)その他の経歴から相応の技術・知識等を有する者であるか
- ②従事しようとする職務内容が本人の有する技術・知識等を活かせるようなものであるか
- ③本人の処遇(報酬)が適当であるか
- ④雇用企業の規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務を活かせるための機会が提供されているか



詳しくは「留学生の在留資格[技術・人文知識・国際業務]への変更許可のガイドライン」をご参照ください。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html

■在留資格変更の注意点

- ①必要書類は早めに準備する
就職先が準備しなければならない書類があるため、早めに用意するようにしましょう。
- ②審査には申請から1～3か月程度かかるので早めに申請する
原則的には4月から就職できるように卒業年の1月(東京入国管理局、大阪入国管理局は12月)から受け付けが始まります。書類に不備があると再申請となり、入社日に間に合わなくなる可能性があるため、早めに申請しましょう。
- ③原則的には本人が申請する
本人が申請しない場合は、地方入国管理局長に申請取次ぎの届出をしている申請取次者が申請できます。
- ④基本的に不許可になっても再申請できる
在留期間が残っていること。不許可になった理由が改善できなければ再申請しても許可となりません。

在留資格変更の手続きを知るためのサイト

入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>
 東京外国人雇用サービスセンター <http://tokyo-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/>

必要書類の準備

申請の手続きに必要な書類をチェック

在留資格変更に必要な資料は、就職する機関により提出する資料が変わります。まずは就職する機関に以下のカテゴリーの1から4のどれに該当するか確認しましょう。

カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
①日本の証券取引所に上場している企業 ②保険業を営む相互会社 ③日本又は外国の国・地方公共団体 ④独立行政法人 ⑤特殊法人・認可法人 ⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く)	カテゴリー1～3のいずれにも該当しない団体・個人

すべてのカテゴリーに必要な資料は①から④です。カテゴリー3については⑤から⑨、カテゴリー4については①から④の資料に加えて⑤から⑩の資料が必要となります。

- ①在留資格変更許可申請書(写真縦4cm×横3cm)
- ②パスポート及び在留カード(在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む。)
- ③上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書
 カテゴリー1: 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)
 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し)
 カテゴリー2及びカテゴリー3: 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるものの写し)
- ④専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書(専門学校生のみ)
- ⑤申請人の活動内容等を明らかにする資料
労働契約を締結する場合、労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書
- ⑥申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書
 (1) 申請に係る技術又は知識を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書
 (2) 学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書
 a. 大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証(レベル「A」、「B」又は「C」に限る。)
 b. 在職証明書等で関連する業務に従事した期間を証明する文書(大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。)
*外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合(大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。)は、関連する業務について3年以上の実務経験を証明する文書
- ⑦登記事項証明書
- ⑧事業内容を明らかにする次のいずれかの資料
 (1) 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書
 (2) その他の勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書
- ⑨直近の年度の決算文書の写し(カテゴリー3及びカテゴリー4)
新規事業の場合は事業計画書(カテゴリー4のみ)
- ⑩前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする資料

以上は抜粋です。詳しくは法務省の下記のページをご参照ください。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00093.html

就労可能な在留資格を有する外国人の学歴、職歴、年取等を点数化し、70点以上の者には、永住許可要件の緩和や配偶者の就労、入国・在留手続の優先処理などの優遇措置が付与される制度です。

1 制度の概要・目的

高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を平成24年5月7日より導入しています。

高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年取」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数(70点)に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度外国人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的としています。

2 出入国管理上の優遇措置の内容

高度外国人材が行う3つの活動類型	「高度専門職1号」の場合
高度学術研究活動「高度専門職1号(イ)」 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動	(1) 複合的な在留活動の許容 (2) 在留期間「5年」の付与 (3) 在留歴に係る永住許可要件の緩和 (4) 配偶者の就労 (5) 一定の条件の下での親の帯同 (6) 一定の条件の下での家事使用人の帯同 (7) 入国・在留手続の優先処理
高度専門・技術活動「高度専門職1号(ロ)」 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動	「高度専門職2号」の場合 (a) 「高度専門職1号」の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる (b) 在留期間が無期限となる (c) 上記3から6までの優遇措置が受けられる
高度経営・管理活動「高度専門職1号(ハ)」 本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動	※「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行っていた方が対象になります。

高度人材ポイント制について http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/

Open for Professionals

同サイトでは関係機関の協力を得て、日本語学習、子女教育、雇用、住宅、医療といった日本での生活に関する情報や、高度外国人材に対する出入国管理上の優遇措置等、日本で既に就労している又は日本での就労を検討している高度外国人材が必要とする情報の入手先を、外国人にわかりやすく掲載しています。

http://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/professionals/

卒業後の就活

就職活動のための在留資格変更手続

卒業までに就職が決まらなかった場合でも、「留学」から「(継続就職活動のための)特定活動」へ在留資格の変更手続を行うことによって、大学卒業後に就職活動を1年間継続して行うことができます。(この在留資格は6か月間で、一度だけ更新が認められるため最長1年間となります。)平成28年12月より、卒業後2年目の就職活動について下記の内容を満たすことで、さらに1年間継続して行うことが可能になりました。

地方公共団体が実施する就職支援事業(法務省入国管理局が設定する要件に適合するもの)の対象となり、地方公共団体から当該事業の対象者であることの証明書の発行を受け、大学等を卒業後2年目に当該事業に参加してインターンシップへの参加を含む就職活動を行うことを希望し、在留状況に問題がないなどの場合は、当該事業に参加して行う就職活動のための在留資格(特定活動、在留期間は6月)へ変更することができ、更に1回の在留期間の更新が認められます。

■対象者

- 大学(短期大学を含む)、大学院の正規課程卒業者
- 専門学校を卒業し、専門士の称号を取得した者

■申請時に必要な書類

- (1) 在留資格変更許可申請書
- (2) パスポート及び在留カード
- (3) 在留中の一切の経費を支払える経済的能力を証する文書
- (4) 直前まで在籍していた大学等の卒業証明書(専門学校生の場合、加えて成績証明書、専門士の称号を有することの証明書及び専門課程における修得内容の詳細を明らかにする資料)
- (5) 直前まで在籍していた大学等からの推薦状
- (6) 継続就職活動を行っていることを明らかにする書類(就職活動記録、選考結果通知書類など)

「特定活動」で在留中に就職が決まれば、「技術・人文知識・国際業務」などへの在留資格の変更手続が必要になります。

■注意

- 多くの日本企業は、新卒採用を中心に人員確保の計画を立てており、次年度の採用が行われている時期(4月～9月)でもあるために、チャンスが限られている。
- 採用が決まっても、翌年の4月まで入社を待たされるケースがある。
- 通常の「新卒採用」と異なるスケジュールで活動しなければならないため、情報が集まりにくい。また、時期が遅いため、志望意欲が伝わりにくい。

また、内定を得たが、次年度4月からの採用の場合、入社までの間「(内定者のための)特定活動」の在留資格で在留を続けることができますが、就職活動とは活動内容が異なるので、在留資格変更許可申請の手続きをする必要があります。